

令和7年度とくしまマリッジサポートセンター運営事業委託業務

企画提案募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務名称

令和7年度とくしまマリッジサポートセンター運営事業委託業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度とくしまマリッジサポートセンター運営事業委託業務仕様書」のとおり。

なお、ここに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して決定することとする。

2 趣 旨

本要項は、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化が進行する中、結婚を望む全ての人の希望を叶えるため、「とくしまマリッジサポートセンター（以下「マリッサとくしま」という。）」を結婚支援拠点として、市町村、企業等と連携した総合的な結婚支援を県下全域で強力に取り組むため実施する「令和7年度とくしまマリッジサポートセンター運営事業委託業務」の委託の相手方を選定するための企画提案募集の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

3 事業規模（予算）及び採択数

(1) 委託費用の上限

28,865千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 採択数

予算の範囲内で1件採択予定

4 実施方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 徳島県内に本店、本部等又は支店、支部等を有していること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者
オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- (8) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、企画提案参加申込書提出期限日からプレゼンテーションを伴う選定委員会の開催日までの期間内に受けていないこと。

6 企画提案参加の手続き等

(1) 企画提案参加申込書等の提出方法

ア 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書(様式1) (A4版、1部)
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2) (A4版、1部)
- (ウ) 組織概要書(様式3) (A4版、1部)
- (エ) 業務実績書(様式4) (A4版、1部)
- (オ) 履歴事項全部証明書(法務局の発行するもので3ヵ月以内に取得したもの。)個人事業主の場合は、営業証明書(市町村長が発行するもので3ヵ月以内に取得したもの。写しでも可。) (1部)
- (カ) 未納の額のないことの証明書(税務署及び都道府県が発行するもので3ヵ月以内に取得したもの。写しでも可。) (各1部)

イ 提出方法

持参(午前9時から午後5時まで(土日・祝を除く))又は郵送(書留郵便又は宅配便で期限内必着)とすること。

ウ 提出期限

令和7年3月10日(月)午後5時必着

(2) 企画提案書等の提出方法

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書かがみ文(様式5) (A4版、1部)
- (イ) 企画提案書(様式6) (A4版、7部)
- (ウ) プレゼンテーション用資料(自由様式) (A4版、7部)

イ 提出方法

持参(午前9時から午後5時まで(土日・祝を除く))又は郵送(書留郵便又は宅配便で期限内必着)とすること。

ウ 提出期限

令和7年3月19日(水)午後5時必着

(3) 質問受付

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書(様式7)により行うものとし、下記「(5)提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 質問受付期間

令和7年3月5日（水）午後5時必着

エ 質問に対する回答

原則として令和7年3月7日（金）までに徳島県のホームページに掲載する。

(4) 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を持参又は郵送により令和7年3月19日（水）午後5時までに提出すること。

(5) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 こども未来部子育て応援課次世代育成担当
電話：088-621-2178
ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

(6) その他

ア 1団体が申請できる件数は、1件とする。

イ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

ウ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2）について虚偽の記載又は確認書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

エ 企画提案の募集・選定は、県が本事業の契約交渉を行う相手方を選定するための手続きであって、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

7 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案等の内容について審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションは状況に応じて、オンラインで実施する場合がある。

(4) プレゼンテーションを実施する日時と場所は、企画提案参加申込書を提出した者に1週間前までに通知する。

(5) 審査の観点

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②カップリングや成婚の増加に繋がるノウハウを有していること。
- ③事業の目標、計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ④企画内容が新規性や独自性に優れ、効果的な取組が期待できること。
- ⑤要求水準及び目標を達成するための効果的な広報が期待できること。
- ⑥サポーター登録者数や応援企業・団体及び協賛企業・団体数の増加や連携を強化させるための効果的な事業展開が示されていること。
- ⑦個人情報の保護の徹底やトラブル発生時の対応等、安心・安全な運営が期待できること。
- ⑧提案内容に対して、妥当な経費であること。
- ⑨費用対効果の観点から、効果的かつ効率的な取組が期待できること。
- ⑩提案内容が、事業の趣旨や内容、県の意図と合致していること。

(6) 選定結果

- ①選定終了後、すべての提案者に選定結果を通知する。
- ②選定に関する照会には一切応じない。
- ③選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- ④選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続きを完了するまで県との契約関係を生じない。

8 契約に関する事項

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、「7 選定方法等」により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。なお、応募団体が1団体の場合は、審査委員会での評価内容を勘案し、契約を締結するかどうかを判断するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 スケジュール

(1) 公募開始

令和7年2月27日(木)

- (2) 企画提案参加申込書等の提出期限
令和7年3月10日(月)午後5時まで
- (3) 企画提案書等の提出期限
令和7年3月19日(水)午後5時まで
- (4) 審査(プレゼンテーション)
令和7年3月下旬頃(予定)
- (5) 委託業者決定・契約の締結
委託予定業者選定後、速やかに委託予定業者の決定を通知の上、契約について協議を行い、契約を締結する。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業募集要項、委託契約書、徳島県契約事務規則、他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、プレゼンテーションを伴う選定委員会の開催日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。
- (3) 県の令和7年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。